

## プレミアムフライデーについて

2017年2月24日(金)、プレミアムフライデーがスタートしました。この新しい取組について、今回のCBCA NEWSで取り上げます。

プレミアムフライデーとは、政府や経済界が提唱・推進する、ライフスタイルの変革を目指す取組です。具体的には、月末の金曜日は少し早めに仕事を終えて、趣味やレジャー、観光やショッピングなどを楽しみ、日常よりも少し豊かな(プレミアムな)時間を過ごそうというものです。経済産業省と経団連が中心となり、月末の金曜日の退社時間を午後3時頃へ早めるように、経済界に働きかけをしています。

背景には「働き方改革」の実現があり、ひいては政府が掲げる一億総活躍社会の実現に向けたチャレンジのひとつです。仕事づくりのライフスタイルから転換し、より豊かな生活を実現すると同時に、働き方の多様性を尊重することで、より多くの労働人口を呼び起こし、少子高齢化による趨勢的な労働力不足の緩和にもつなげようとする意図があります。

上記の背景から、単に買物商戦を後押しするイベントとは異なります。政府も、月末の金曜日が単なる安売り合戦になってしまっては意味がないと公言しています。

もちろん、個人消費喚起の効果も期待されており、小売りやレジャー産業などではプレミアムフライデーに向けたサービスメニューを提供する動きが活発です。アメリカではブラックフライデーと呼ばれるイベントがあり、プレミアムフライデーのヒントになったと言われていています。ブラックフライデーとは毎年11月第4金曜日に行われる大規模なセールのことです。クリスマス商戦のスタートに位置するイベントですが、この日はどのお店も売上げが伸び、軒並み黒字(ブラック)になることからブラックフライデーと呼ばれます。

さて、初回のプレミアムフライデーの実施状況と効果はどうだったのでしょうか。

NHKのニュースでは、東京・豊島区の手代パートの例を取り上げ、去年2月の月末の金曜日に比べ、プレミアムフライデーの売上げは3%、入店客数は5%増加したということで一定の効果があつたと伝えています。その一方、民法のニュース番組では、通常より開店時間を早めた都内の飲食チェーン店で、早めた時間帯に1人しか来客が無かった例なども取り上げていました。

民間の調査機関によるアンケート結果では、プレミアムフライデーの導入が決まっていると回答した人は3%程度にとどまっているようです。プレミアムフライデーの導入は強制されるものではなく任意であることや、まだスタートしたばかりということから低い実施率になっています。

では今後、プレミアムフライデーの導入が進むかどうかについて考えてみましょう。

まず、経団連が旗振りをしていることから、大企業においては早期にある程度の普及が見込まれるでしょう。加えて、次に挙げるいくつかの要因も導入を後押ししそうです。

ひとつは、企業の体質改善が強く求められていることです。記憶に新しい電通社員が自殺した事件は、労働者に過酷な働き方を強いる企業体質を浮き彫りにし、世間の強い非難を浴びました。また、ブラック企業のレッテルを貼られた企業が、その後相次いで業績を悪化させている例も多く、経営陣の労働問題への取組み意識も、少しずつ変化していると考えられます。

2017年3月

もうひとつは、深刻な人手不足です。直近の有効求人倍率は1.43倍と歴史的な水準にあり、全国的に労働力不足が広がっていることが明白です。また、民間の調査機関リクルートワークス研究所によると、2017年3月大学新卒者に対する企業の求人倍率は1.74倍でしたが、3月1日から解禁された来年度の新卒の就職活動では、より一層の売り手市場が予想されています。企業としては、優秀な人材を確保するためには、報酬と福利厚生に加え、労働環境の改善に努める企業イメージが不可欠です。

ただし、中小企業になると状況は少し異なってきます。プレミアムフライデーは、月3時間程度の労働時間の短縮を意味します。そこで、同じ労働時間の短縮を意味する「週休2日制」の実施状況を確認してみます。

## 週休制の形態別適用労働者割合

(単位：%)

企業規模・産業・年	労働者計 <sup>1)</sup>		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 <sup>2)</sup>	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 <sup>3)</sup>
	[ ]内の数値	割合					
平成27年調査計	[100.0]	100.0	3.3	85.2	24.1	61.1	11.6
1,000人以上	[35.8]	100.0	0.9	85.4	12.0	73.4	13.7
300～999人	[19.5]	100.0	1.8	86.3	22.7	63.7	11.8
100～299人	[21.6]	100.0	4.1	84.5	30.4	54.1	11.4
30～99人	[23.1]	100.0	7.2	84.5	37.1	47.4	8.3

1) [ ]内の数値は、全労働者における割合

(出所)厚生労働省「平成27年就労条件総合調査の概況」

表で見ると、完全週休2日制もしくはそれ以上の休日を確保できている労働者の割合は、1000人以上の大企業に勤める労働者では87.1%(=73.4+13.7)に達するのに対し、100人未満の小企業に勤める労働者では55.7%(=47.4+8.3)と約半分に留まっています。プレミアムフライデーは、翌日の土曜日が休日であることを前提とした取組みですから、翌土曜日が休日でない企業が導入する可能性は高くないでしょう。

また、業態により午後3時で業務を終了することが困難な企業は少なくありません。更に、小売りやサービス業のように、プレミアムフライデーを商機ととらえる企業自身がプレミアムフライデーを導入することは不可能でしょう。

これらの理由から、プレミアムフライデーはある程度の拡がりを見せる可能性はありますが、あくまでも部分的な展開に留まらざるを得ない構造要因を含んでいると考えられます。

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先